

復興整備計画

（第3回変更）

亘理町・宮城県

平成25年2月7日

（平成25年3月11日：様式第9の追加）

【変更時の記載方法】

- 変更時
変更後（赤字）
変更前（黒字）
- 追加時
変更後（赤字）
- 削除時
~~変更前（赤字）~~

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

- 計画区域：亶理町の全域

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた亶理町の産業・雇用を回復させ、町民の居住の確保に取り組み、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。亶理町の復興に向けたまちづくりを進める上で、歴史と人々の暮らしを尊重し、これまで育んできた『山紫水明の地』を将来の世代に手渡していく。

【安全・安心・元気のあるまち 亶理 ～ 亶理らしさを守り・生かした 町民が主役の復興まちづくり ～】

- ①「安全」と「安心」を確保するまちづくり
 - ・「減災」を念頭に多重防御により、避難道路整備や津波防御対策を行い、安全・安心の確保に取り組む。
 - ・壊滅的な被害を受けた地区については、その一部を移転するとともに、避難路、避難施設の整備や防災意識の醸成を図り、津波による死者をゼロにする地域づくりを進める。
- ②「暮らしやすさ」と「亶理らしさ」があふれるまちづくり
 - ・地域と連携し、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備を進め、居住の確保、定住化に努める。
 - ・公共施設の整備や子どもたちが通う学校の復旧整備を進めるとともに、浸水地域を中心に公園を整備し、緑と笑顔があふれる自然と共生したまちづくりを進める。
- ③「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり
 - ・地域の産業回復に向けて、水産業及び農業に係る施設を回復・発展させ、雇用の場を回復させる。
 - ・「産業振興」と「雇用創出」に向けて、企業や再生可能エネルギー施設の誘致、新たな6次産業化を促進する。
 - ・鳥の海周辺一帯を「鳥の海八景」と位置づけ、既存の優れた資源の活用、拡充しながら、復興のシンボルとして、観光・交流人口を回復させる。
 - ・農地の大区画化による生産性の向上を図るとともに、いちご農地については、いちご団地及びいちご選果場等の整備を図り、農業の積極的な復興を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフト施策等を組み合わせ、災害による被害を最小限にとどめ、人命や財産を守る。
- ②既存の市街地を基本に被災世帯の居住の場を確保し、コンパクトなまちづくりを進める。
- ③津波被害を受けた農地については、農地として復旧・復興するとともに、ほ場整備事業等により生産性の高い農地整備を実施し、引き続き水稻やいちご栽培を中心とした農地利用を図る。
- ④農業、水産業の復興とともに、優れた地域資源を活用した観光・交流拠点の形成を図る。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①東日本大震災の津波による被害を考慮し、海岸沿いの防潮堤（1線堤）、道路の嵩上げ等（2線堤）による多重防御施設を整備する。
- ②2線堤の役割を担う（県）荒浜港今泉線（振替）及び（仮）町道橋本堀添線等より東の区域は災害危険区域に指定し、原則として住居の用に供する建築物の建築を規制する。
- ③②の災害危険区域（非可住地エリア）に居住していた被災者の居住地は、防災集団移転促進事業により被災地近傍の既存市街地（亘理、荒浜、吉田）の隣接地等に農業系土地利用との調整を図りながら「市街地復興エリア」（荒浜中野、亘理江下、吉田舟入北、吉田南河原、吉田大谷地・上塚の5地区）を整備し、既存の様々な都市機能の集積を生かしたコンパクトな土地利用の誘導を図る。
上記に加え、災害危険区域及び今次災害により住宅が倒壊、流失し、自ら住宅の再建が困難な被災者の安定した生活を確保するため、「災害公営住宅」（亘理、荒浜、吉田地区）を整備する。
- ④集団移転の対象となる荒浜地区（約21ha）、大畑浜南北地区（約10ha）及び吉田浜南北地区（約15ha）を含む災害危険区域の土地利用（跡地利用）は、以下に示すとおり、地区の特性を生かした復旧、復興を進め、新たなにぎわい、交流及び農業振興を図る。
 - ・荒浜地区は、鳥の海の自然、温泉、スポーツ施設の立地等を生かした観光交流拠点の形成や、本町唯一の水産業の基地としての地域特性を生かした産業ゾーンの再生を図る。
 - ・大畑浜南北地区及び吉田浜南北地区は、ほ場整備事業（吉田東部2期）により、計画的に農業振興ゾーンの形成を図るとともに、沿岸部については防潮林を復旧し、公園・緑地利用を図る。
- ⑤津波による浸水、地盤沈下による塩害、排水施設等の農業用施設が被災した農地は、荒浜北部（約130ha）、高屋・鳥屋崎（約60ha）、吉田中部（約120ha）、吉田西部（約320ha）、吉田東部1期（約160ha）、吉田東部2期（約170ha）、吉田南部（約210ha）の7地区のほ場整備事業（7地区計約1,170ha）による大区画ほ場の整備を平成25年度から随時実施し、生産性の高い農業振興ゾーンの形成を進めるとともに、壊滅的な被害を受けたいちご農地については、本町の農業を代表する農産物の一つとして、浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区計約70ha）及びいちご選果場（約2ha）等の整備を平成24年度から実施し、積極的に早期の復興を促進する。
- ⑥阿武隈山地の一部を形成する山林ゾーンは引き続き適正な保全に努める。なお、町有林等の一部は、計画的に沿岸部の復旧・復興に必要な土砂の確保に活用する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺 1/25,000 以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業	A 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	B 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	C 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	D 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田南河原地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	F 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地・上塚地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>

(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		

(13) その他施設の整備に関する事業	G地区	事業名称：いちご選果場整備事業 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	A地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（荒浜中野地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	B地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理江下地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	D地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田南河原地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	F地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田大谷地・上塚地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	H地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	I地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度

(13) その他施設の整備に関する事業	J 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理地区 その2） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	K 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（荒浜地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	L 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田地区 その2） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度

（注）荒浜中野地区、亶理江下地区、吉田南河原地区、吉田大谷地・上塚地区は、事業区分「（4）集団移転促進事業」と「（13）その他施設の整備に関する事業」の実施区域が重複している。

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）
●平成24年度から平成32年度まで
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
	該当なし						

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法	自然公園法		漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【荒浜中野地区】	A地区	○										
			○										
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【亘理江下地区】	B地区	○										
			○										
	集団移転促進事業 【吉田舟入北地区】	C地区	○										
			○										
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【吉田南河原地区】	D地区	○										
			○										
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【吉田大谷地・上塚地区】	F地区 (上塚)	○										
			○										
F地区 (大谷地)		○											
		○	○										

整理 番号	事業区分		図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法	自然公園法		漁港漁場 整備法	港湾法
				第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
2	その他 施設 に関する 事業	いちご選 果場整備 事業	G地区	○										
				○										
3	その他 施設 に関する 事業	災害公営 住宅整備 事業【巨理 地区】	H地区	○										
				○										
		災害公営 住宅整備 事業【吉田 地区】	I地区	○										
				○										
		災害公営 住宅整備 事業【巨理 地区その 2】	J地区	○										
				○										
災害公営 住宅整備 事業【荒浜 地区】	K地区	○												
		○												
災害公営 住宅整備 事業【吉田 地区その 2】	L地区	○												
		○												

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法(大臣許可)」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類(様式第9)を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。